資料２－４
（第 28 回監視円卓会議）

トラブル事象等について

１．前回監視円卓会議以降のトラブル事象について

前回の監視円卓会議（平成 24 年 10 月 23 日開催）以降、北海道及び室蘭市に報告したトラブル事象がないことを、ホームページ及びＰＣＢ処理情報センターにて公表しております。

※：事象区分の考え方

区分	該当する事象
Ⅰ	(1)緊急時マニュアルで定める緊急事象・異常現象 (2)休業４日以上の労働災害
Ⅱ	(1)協定で定める排出管理目標値を超過又は超過するおそれが生じた場合 (2)３日以下の休業に係る労働災害
Ⅲ	(1)環境への特段の影響はないが、地域住民や保管事業者等に不安感を与える事象 (2)不休災害
Ⅳ	(1)環境への特段の影響はないが、環境保全上の留意が必要な事象 (2)0.5 mg/kgの超えるＰＣＢを含む油のオイルパン内の漏洩 (3)微傷災害（区分Ⅰ～Ⅲに該当しない軽微な労働災害）

２．不具合事象等の公表件数について

前回の監視円卓会議以降、北海道及び室蘭市に３７件の不具合事象と２０件の不具合事象未満を報告し、ＰＣＢ処理情報センターにて公表しております。

対象期間	不具合事象件数	不具合事象未満件数	報告・公表日
平成 24 年 10 月 1 日～31 日	１２	６	平成 24 年 11 月 12 日
平成 24 年 11 月 1 日～30 日	８	７	平成 24 年 12 月 10 日
平成 24 年 12 月 1 日～31 日	８	５	平成 25 年 1 月 10 日
平成 25 年 1 月 1 日～31 日	９	２	平成 25 年 2 月 12 日